

安曇野市防災会議運営要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、安曇野市防災会議条例（平成17年安曇野市条例第213号）に定める安曇野市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会議）

第2条 防災会議は会長が招集し、その議長となる。

2 委員は、防災会議の必要があると認めたときは、会長に会議の招集を求めることができる。

3 会長はやむを得ない事情により会議の招集が困難な場合は、書面等により会議を開催することができる。

4 会長は、次の各号のいずれかに該当する議題に限り、書面で委員の意見を聴き、防災会議の議決に代えることができるものとする。

（1）条例第2条各号に掲げる事務のうち、軽微なもの

（2）書面により議案の内容が明確に理解できること。

（3）その他会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したものであること。

（専決処分）

第3条 会長は、緊急を要し会議を招集するいとまがないと認められるとき、又はやむを得ない事情により会議を招集することができないときは、防災会議の処理すべき事項のうち次に掲げる事項について専決処分することができる。

ア 市地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。

イ 市内で災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。

ウ 関係行政機関の長等に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めること。

エ 災害対策本部の設置に関すること。

2 前項の規定によるもののほか、軽易な事項について専決処分することができる。

3 会長は、前2項の規定により専決処分したときには、これを次の会議において報告し承認を求めなければならない。

(委員以外の者の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、安曇野市危機管理課が処理する。

(その他)

第6条 その他必要な事項は、その都度会議に諮って決定する。

附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。